

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例（埼玉
県条例第二十八号）（保安課）

一 趣旨

古物営業法の一部改正に伴い、規定の整備をするための改正

二 内容

規定の整備

別表第二号の表第三号（現行）第七条第四項 ↓（改正後）第七条第五項

三 施行期日

令和二年四月一日